

令和7・8年度聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和7・8年度において、聖籠町が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等の業務（以下「建設コンサルタント等業務」といいます。）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成20年告示第85号）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の申請をして、資格審査を受け、参加有資格者となる必要があります。
※役務（サービス・労力提供）関係は、物品・役務等の資格審査申請となります。

1 提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年2月3日～随時受付（土・日・祝日を除く8時30分～17時15分）

(2) 提出方法

提出先へ持参又は郵送してください。

(3) 提出方法

提出の際は、紙ひも、ホチキス綴じとし**1部**提出してください。（ファイル綴じ、黒紐綴じは不可）

(4) 受領確認

受領書が必要な方は、受付印を押印しますので、申請書類の控え等をお持ちください（郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください）。

(5) 提出する様式

提出書類は聖籠町様式とします。（県様式不可）

2 参加資格の有効期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日まで

3 参加資格

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同

- じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員であると認められる者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - (7) 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。下記(8)において同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
 - (8) 法人であって、その役員のうち(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの。
 - (9) 聖籠町の町税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

4 参加資格の種類

別表の「資格業種」の、それぞれの業種(部門)ごとに資格審査の受付をします(業種(部門)の詳細は、提出書類の「(2)入札参加希望業種(部門)一覧(様式1)」でご確認ください。)

5 申請内容等に変更があった場合

申請書等提出後、申請事項に変更があった場合は「変更の届出」が必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。

6 提出先及び問い合わせ先

聖籠町総務課 総務管理係

〒957-0192 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4

Tel 0254-27-2111 (内 221) Fax0254-27-2119

7 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類	業者の別	
	町内業者 ※1	町外業者 ※1
① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（第1号様式）	◎	◎
② 入札参加希望業種（部門）一覧（別紙1）	◎	◎
③ 入札参加希望業種（部門）実績（別紙2）	◎	◎
④ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（第2号様式）	◎	◎
⑤ 委任状	○	○
⑥ 登録を受けていることを証する書面（写し可）	△※2	△※2
⑦ 営業実績があることを証する書面（写し可）	△※2	△※2
⑧ 聖籠町の納税証明書	◎	×
⑨ 法人税または所得税の納税証明書	◎	◎
⑩ 消費税及び地方消費税の納税証明書	◎	◎
⑪ 暴力団排除等に関する誓約書	◎	◎

◎：必須

○：主たる営業所に代わって、入札・契約行為を営業所等に委任する場合

△：該当がある場合

×：提出不要

※1：「町内業者」とは聖籠町内に営業所を有する業者を、「町外業者」とは町内業者以外の業者をいいます。

※2：業種ごとにどちらか一方が必要です。

8 記入方法

申請書は主たる営業所で作成してください。したがって、申請者は、主たる営業所の代表者となります。

(1) 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（第1号様式）

ア 「申請区分」の欄

次の区分に従って、該当する記号を選択（記入）してください。

申請の区分	申請の内容	記号
新規申請	令和5・6年度の聖籠町の建設コンサルタント等業務入札参加資格を有しない方が、新規に申請する場合	新規
継続申請	令和5・6年度の聖籠町の建設コンサルタント等入札参加資格を有している方が、定期申請する場合	継続

イ 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、令和5・6年度の聖籠町の建設コンサルタント等業務入札参加資格を認められた際の、「届出番号」を右詰めで記載してください。（名簿は町ホームページに掲載しています。）

初めて申請する方は、空欄で提出してください。以下同じ。

ウ 「主たる営業所」の欄

① 「商号又は名称」の欄

- ・書ききれない場合は「フリガナ」欄上部余白に記入してください。
- ・法人事業者は、次表に定めるとおり、法人の種類を表す略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	有限責任事業組合	(責)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	一般社団法人	(一社)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)
合名会社	(名)	社団法人	(社)	一般財団法人	(一財)
合同会社	(合)	財団法人	(財)	公益財団法人	(公財)

- ・個人事業者は、商号又は名称を記入し、1文字開けて事業主名も記入してください。
- ・「フリガナ」は、商号又は名称をカタカナで記入してください。

② 「代表者の氏名」の欄

代表者の氏名は、左詰めとし、姓と名の上に1文字空けて記入してください。

③ 「市区町村・大字コード」の欄

記入せず空欄で提出してください。

④ 「都道府県・市区郡町村名」の欄

都道府県名と市区郡町村名は、間を空けずに記入してください。

⑤ 「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、④の「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を登記事項証明書等に登録されているとおりに記入してください。

「丁目」「番地」「号」を「-（ハイフン）」等で省略しないでください。

⑥ 「フリガナ」の欄

所在地のかな読みをカタカナで記入してください。

⑦ 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

⑧ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

0XX-XXX-XXXX 03-XXXX-XXXX

エ 「自己資本額」の欄

直前決算の自己資本額を記入してください。(貸借対照表 純試算の部「純試算合計」の額を記入してください。)

オ 「営業年数」の欄

- ① 競争入札等に参加を希望する業種に係る事業を開始した日から、審査基準日までの営業年数を記入してください。
- ② 1年に満たない営業期間があるときは、これを切り捨ててください。
- ③ 2以上の業種について入札参加を希望する場合で、当該事業を開始した日が異なるときは、最も古い事業開始の日から審査基準日までの営業年数を記入してください。

カ 「従業員数」の欄

審査基準日における従業員の実人数を記載してください。

※従業員とは、期間を特に限定することなく雇用されている使用人、個人事業者における事業主、及び法人事業者における常勤の役員をいいます。監査役は含みません。以下同じです。

キ 「うち技術職員数」の欄

審査基準日における従業員のうち、下記クの技術職員数一覧表に掲げる資格を有する方（技術職員）の実人数を記入してください。

ク 技術職員数一覧表」の欄

審査基準日において、「資格名」に掲げる資格を有する従業員の人数を、それぞれの資格右詰めで記入してください。1人の職員が2以上の資格を有する場合は、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。（ただし、上記キへの記載は合計の実人数）

技術士の各部門の「人数」欄に計上できるのは、下表の選択科目のうちいずれか1つ以上を選択している場合です。なお、同一部門において、異なる選択科目により合格している場合には人数を重複して計上してください。

部門名	選択科目
総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目（「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。）
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目
農業部門	「農業土木」のみ
森林部門	「森林土木」のみ
上下水道部門	全選択科目
電気電子部門	全選択科目
機械部門	「流体力学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」
地質部門	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」
水産部門	「水産土木」のみ
衛生工学部門	全選択科目
情報工学部門	全選択科目
総合技術監理部門 (地質調査)	「地質調査」欄の選択科目

(2) 入札参加希望業種(部門)一覧(別紙1)

ア 「入札参加希望業種」の欄

競争入札等に参加することを希望する業種の部門(以下「入札参加希望業種(部門)」といいます。)の欄に、「1」を記入してください。

イ 「登録資格の有無」の欄

建設コンサルタント業務、地質調査業務、又は補償コンサルタント業務について、入札参加を希望する方で、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている場合は、該当の部門に「1」を記入してください。

(3) 入札参加希望業種(部門)実績(別紙2)

ア 「直前2年度の年間平均実績高」の欄

入札参加を希望する業種ごとに、審査基準日の直前2年度の各事業年度における当該業務の実績高を合計した額を2で除して得た額を、千円単位で右詰めで記入してください。(千円未満、端数切り捨て)

イ 「前々年度分決算額」及び「前年度分決算額」の欄

- ① 「前々年度」とは「前年度」の直前の事業年度をいい、「前年度」とは審査の申請をする日の直前の事業年度をいいます。
- ② それぞれの事業年度ごとに、千円単位、右詰めで記入してください。

ウ 「登録番号」及び「登録年月日」の欄

- ① 入札参加を希望する業種ごとに、登録状況について、登録番号及び登録年月日を記入してください。
- ② 一の業種で異なる登録番号又は登録年月日がある場合は、それぞれ2段(又は3段)で記入してください。

(4) 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（第2号様式）

この様式には、主たる営業所に代って、聖籠町との建設コンサルタント等業務の契約を締結する営業所のうち、次に掲げる営業所を記入してください。（主たる営業所はここに記入しないでください。）

業者の別	営業所の所在地	記入を求める営業所の範囲	営業所番号
新潟県内業者※	新潟県内に所在する営業所	主たる営業所に代って、聖籠町との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所	80
		営業所のうち、上記以外の営業所	01 から順に付番
新潟県外業者※	新潟県内に所在する営業所	主たる営業所に代って、聖籠町との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所	80
		営業所のうち、上記以外の営業所	01 から順に付番
	新潟県外に所在する営業所	主たる営業所に代って、聖籠町との建設コンサルタント等業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所	80

※「新潟県内業者」とは、新潟県内に主たる営業所が所在する業者をいい、「新潟県外業者」とは、新潟県内業者以外の建設業者をいいます。

ア 「営業所番号」の欄

上記表の区分に従い、80 又は 01～を記入してください。

イ 「営業所の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

ウ 「営業所の代表者の氏名」の欄

「(1) 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（第1号様式）のウ②の欄に同じ。

エ 「営業所の所在地」「連絡方法」の欄

「(1) 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（第1号様式）のウ③～⑧の欄に同じ。

(5) 委任状

主たる営業所に代って、聖籠町との入札・契約行為を営業所に委任する方のみ提出してください。様式は任意ですが、以下の点に注意し、作成してください。

ア 委任者は、本人（法人の場合はその代表者、以下同じ。）であること。

イ 受任者は、主たる営業所に代って聖籠町との委託業務の契約について、すべての責任を負う営業所の代表者であること。

ウ 委任する内容に、参加資格の委任期間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）を通じて、聖籠町が発注する建設コンサルタント等業務に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。

エ 委任先の宛名は、聖籠町長であること。

オ 委任を受ける営業所は1箇所に限ること。

カ 委任者の押印があること。

(6) 登録を受けていることを証する書面

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務のうち、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている部門について申請する方は、それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限る。）の写しを提出してください。（申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない場合は、登録証明書の写し等を提出してください。）

測量業務、一級建築設計業務、建築設備設計業務（実績により申請する場合を除く。）、土地家屋調査業務、不動産鑑定評価業務、又は計量証明業務を申請する方はそれぞれの登録証明書等（写し）を提出してください。

(7) 営業実績があることを証する書面

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務のうちそれぞれの登録規程に基づく登録を受けていない部門について申請する方、及び建築設備設計業務（実績により申請する場合）、調査・試験業務又はその他の業務を申請する方は、当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写しを提出してください。

契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。また、提出する契約書等には、どの部門に関するものか分かるよう、付箋、インデックス等を付けてください。

(8) 納税証明書

それぞれの税の証明書は、証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

ア 聖籠町の納税証明書

町内業者の方のみ提出してください。納税証明書は、役場税務課で交付します。

イ 法人税または所得税の証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

下記のを提出してください。所在地の税務署で発行。

個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」

法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

(9) 暴力団排除等に関する誓約書

聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程第2条第1項第2号ア～キまでのいずれにも該当しないこと、及び各種法令を遵守することを誓約する書面です。内容を確認のうえ、主たる営業所の住所、商号又は名称、代表者職及び氏名を記入してください。

別表

資格業種	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 717 号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 条第 1 項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR 試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

